

大牟田市指定袋等取扱店の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第25号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する指定袋及び指定シール（以下「指定袋等」という。）を取り扱う店舗（以下「取扱店」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の登録)

第2条 取扱店の登録を受けようとする者は、当該登録を受けようとする店舗について大牟田市指定袋等取扱店登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は速やかにその内容を審査し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは取扱店として登録し、大牟田市指定袋等取扱店登録通知書（様式第3号）により申請者に通知し、告示するものとする。

- (1) 取扱店の登録を受けようとする店舗の所在地が市内であること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している者でないこと。
- (3) 暴力団員が実質的に運営している者でないこと。
- (4) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者でないこと。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者でないこと。
- (6) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 指定袋等の販売及び管理等を継続的かつ適正に行うことができること。

(契約の締結)

第3条 取扱店の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、市長がごみ処理手数料の徴収等業務を委託した者（以下「徴収等業務委託者」という。）と指定袋等の販売に関する契約を締結するものとする。

(ごみ処理手数料の納付)

第4条 登録者は、納品された指定袋等の数量に応じたごみ処理手数料の額から取扱店手数料の額（消費税及び地方消費税含む。以下同じ。）を差し引いた金額をごみ処理手数料として徴収等業務委託者に納付しなければならない。

2 前項の取扱店手数料の額は、納品された指定袋等の数量に1枚当たり2.0円を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(遵守事項)

第5条 登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定袋等は条例別表第2に掲げるとごみ処理手数料の金額で販売すること。
- (2) 指定袋等は、取扱店以外の場所で販売しないこと。
- (3) 指定袋等は、常に良好な状態で保管し、紛失、き損の防止に努めること。
- (4) 故意に指定袋等の形状を変更し、又は所定外の事項を記入しないこと。
- (5) 取扱店の登録を権利と称し、第三者に譲渡し、又は承継させないこと。

(変更等の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大牟田市指定袋等取扱店変更届出書(様式第4号)又は大牟田市指定袋等取扱店休廃止届(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 名称又は代表者の変更があったとき。
- (2) 取扱店の所在地、名称等に係る変更があったとき。
- (3) 指定袋等の販売を一時的に休止し、又は廃止しようとするとき。

(登録の取消し等)

第7条 市長は、登録を行った取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取扱店の登録者に係る全ての取扱店の登録を取り消すものとする。

- (1) 条例、大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第24号)及びこの要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により取扱店の登録を受けたとき。
- (3) 第2条第2項各号に該当しなくなったと認められるとき。
- (4) 指定袋等の販売に関し、著しく信用を失う行為があったとき。
- (5) 取扱店を廃止したとき又は取扱店での指定袋等の販売を廃止したとき。
- (6) その他市長が取扱店として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき取扱店の登録を取り消したときは、大牟田市指定袋等取扱店登録解除通知書(様式第6号)により、登録者に通知するものとする。

(実地調査等)

第8条 市長は、必要があると認められるときは、業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱中第1条の規定は令和4年6月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。